

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年3月12日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 飯塚義隆

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 税務課、収納課、
頸城区市民生活・福祉グループ、教育・文化グループ
- 3 監査の着眼点 収入事務は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和8年1月5日～2月25日

7 監査の結果 調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 1件

被監査課等	内容
<p>頸城区教育・文化グループ</p>	<p>○ユートピアくびき管理運営費 ○頸城区体育施設管理運営費</p> <p>ユートピアくびき管理運営費及び頸城区体育施設管理運営費において、前回監査の注意事項の多くで改善が確認できず、不適正な事務処理が漫然と繰り返されている。このことは、事務執行の基本をおろそかにしていることに起因するものであり、重大な事故につながることを懸念されるものである。監査委員からの指摘事項については確実に事務引継を行い、改めて基本的な事項を確認し、規則等に則した厳正な事務処理が行われるよう徹底するとともに、組織全体で事務体制及びチェック体制の在り方を見直し、決裁過程においてもチェック機能が十分果たされるよう改められたい。</p>

(2) 注意事項 18件

- | | |
|-------------------|----|
| ① 収入事務に関する事 | 1件 |
| ② 契約事務に関する事 | 4件 |
| ③ 検収事務に関する事 | 5件 |
| ④ 事務執行に関する事 | 4件 |
| ⑤ 支出事務に関する事 | 2件 |
| ⑥ 文書管理及び検収事務に関する事 | 1件 |
| ⑦ 公の施設管理に関する事 | 1件 |

(3) 要望事項 2件

- ・ 貸借期間の変更における、変更の経緯等がわかるものの作成及び債権者との内容共有について
- ・ 仕様書の見直し等について